

# 平成26年度税制改正に関する提言 概要

2013年9月9日

一般社団法人 日本経済団体連合会

## I. はじめに

- わが国の景気は着実に回復。しかし、財政状況の悪化、持続可能な社会保障制度への懸念など、構造的な課題を抱えている。  
デフレ脱却・経済の再生に向けたわが国の取り組みの真価も問われている
- 今後、長期安定政権のもとで、政府・与党が課題の解決に迅速に取り組むことを強く期待。歳出入改革、給付の重点化・効率化をはじめとする社会保障制度改革、日本再興戦略(成長戦略)の着実な実施とさらなる深掘りを一体的に行うことが不可欠
- 税制については、消費税率の円滑かつ着実な引き上げと法人課税の改革が何よりも重要
- 経済界としても、新事業の創生を含め、経済の活性化、国内における投資や雇用の維持・拡大に積極的に取り組む

## II. 消費税率の円滑かつ着実な引き上げ

- 最近の経済指標は、来年4月に予定通り消費税率を8%まで引き上げる環境が整ったことを示している。政府は早期に決断すべき
- 消費税率の引き上げに伴い予測される短期的な景気の落ち込みについては、実効性ある投資減税や財政政策で適切に対応
- 低所得者対策については、当面の間、簡素な給付措置を検討。消費税率10%までは単一税率を維持すべき
- 消費税の適正転嫁は当然。転嫁対策法やガイドライン等に基づき、経済界として適切に対応

## III. 成長戦略に基づく税制措置の具体化

### 1. 投資減税等

- 投資減税は使い勝手のよい簡素な仕組みとし、対象資産には機械・装置のみならず構築物、器具備品、ソフトウェア、建物等も含め、製造業・非製造業を問わず利用可能なものとする。即時償却に加え、税額控除も選択適用可能とし、最低5年間の措置として本年度から適用
- 生産等設備投資促進税制についても検証を行い、減価償却費超過要件、投資増加要件を改善
- 事業再編の円滑化や起業の促進のため、産業競争力強化法案とあわせ、法人税や登録免許税等について所要の措置

### 2. 償却資産に係る固定資産税の抜本的な見直し

- 廃止を含め抜本的な見直し。まずは恒久措置として残存価額を廃止。投資減税で法人税の特例を受けた資産は固定資産税も免除

### 3. 研究開発税制の維持・拡充

- 増加型・高水準型の維持・拡充、総額型の税額控除限度額(30%)の恒久化、繰越期間の延長(1→5年)および繰越要件の廃止等

## IV. 平成26年度税制改正に関する提言

### 1. 経済の活性化、国内における投資や雇用の維持・拡大に向けた税制措置

**法人課税** 諸外国との競争条件のイコール・フッティング実現の観点から、以下の見直し

#### ○ 法人実効税率の引き下げに向けた道筋の明確化

- ・法人実効税率を最終的にはアジア近隣諸国並みの約25%まで引き下げるべく、道筋を示すための議論を早期に開始
- ・まずは税源偏在是正のため、地方法人特別税など地方法人所得課税を国税の法人税に統合した上で再配分。その後、段階的に縮減
- ・あわせて、事業所税の見直し、申告・納付事務の簡素化等、地方法人課税の見直し

○ パテントボックスの導入、○ 原料用途免税の本則非課税化、○ 欠損金の繰越期間の大幅な延長

○ 受取配当の益金不算入割合の引き上げ ○ 完全子法人株式等に係る配当源泉徴収の廃止

○ LLCに係る検討 ○ 連結納税および組織再編税制に係る検討 ○ 海外投資等損失準備金の延長、○ 航空機燃料税の廃止・縮減等

#### **自動車関係諸税の簡素化・負担軽減**

- ・自動車保有課税の抜本的な見直し
- ・消費税率8%時点で自動車取得税を3%引き下げるとともに、エコカー減税を拡充。消費税率10%時点で自動車取得税を廃止
- ・自動車税のグリーン化特例の延長・拡充

#### **石油関係諸税の負担軽減**

- ・消費税とのTax on Taxの早期解消。少なくとも「当分の間税率」を廃止
- ・製油所内で発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度を創設

#### **地球温暖化対策のための税の見直し**

- ・抜本的な見直し。少なくとも2段階目の税率引き上げは凍結

#### **住宅・都市・土地税制** 各種特例措置の延長・拡充等

**印紙税** 遅くとも消費税率の10%への引き上げ時点で廃止

#### **年金税制の改善**

- ・退職年金等積立金に係る特別法人税の廃止
- ・確定拠出年金、確定給付企業年金の拡充

#### **金融証券税制**

- ・金融所得課税のさらなる一元化の推進
- ・NISA(日本版少額投資非課税制度)の利便性向上

#### **消費税**

- ・仕入税額控除が全額可能となる課税売上割合の再設定等
- ・外国人旅行者に係る消費税免税制度の抜本的な見直し

### 2. 経済のグローバル化に対応した国際課税制度の整備

#### (1) BEPS(Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転)

- ・各国共通の枠組み作りを支持
- ・但し一律の税務情報の開示、過度な租税回避防止規定の導入等については、わが国企業の競争力低下につながらぬよう慎重に検討

#### (2) 租税条約の推進

- ・改定交渉(中国、インド、タイ等)、締結交渉(台湾、ミャンマー、チリ等)の推進

#### (3) タックスヘイブン対策税制の改善

- ・トリガー税率の引き下げ(20%→18%)、海外における組織再編成に対応した一定期間の合算課税猶予制度等の創設

#### (4) 帰属主義への移行

- ・内国法人の外国税額控除制度への影響を最小限とするとともに、事務負担に配慮した簡便な制度設計とする。施行に際し十分な準備期間

#### (5) 国境を越えた役務の提供等に係る消費税

- ・内外の事業者の競争条件の均衡化のため BtoC、BtoB につき所要の措置

#### (6) その他

- ・移転価格税制、外国税額控除制度、外国子会社配当益金不算入制度の見直し